

自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料の提供方法等について（通達）

〔平成7年3月20日交指乙第83号〕
警察本部長から部課署長あて

交通事故証明資料の提供を、汎用電子計算機処理による交通事故業務管理システム（以下「交通事故管理システム」という。）により、一部実施することになったことから、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）への交通事故証明資料の提供要領、センターからの交通事故証明に関する照会があった場合の事務取扱要領、センターに対して交通事故証明書の交付を求めようとする者に対する便宜供与等については、下記により取り扱うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、昭和50年12月26日付、収交指第426号「自動車安全運転センターが交通事故証明業務を行うことに伴う警察措置について（通達）」は、平成7年4月1日をもって廃止する。

記

- 1 交通事故証明並びに交通事故に関する各種照会及び事実調査依頼の取扱いについて
 - (1) 交通事故証明の取扱いについて
交通事故証明書の交付は、自動車安全運転センターが行うものとする。
 - (2) 交通事故に関する各種照会及び事実調査依頼の取扱いについて
 - ア 事故当事者（事故当事者の親族又は保険会社等で当該事故に関する損害賠償について法律上直接の利害関係を有するものを含む。）及びその代理人から、交通事故に関して照会があった場合においては、所要の事項を口頭で教示すること。
 - イ 行政機関、司法機関その他これに準ずる機関から公益上の必要のため特定の交通事故に関して照会又は事実調査依頼があった場合においては、前記アと同様に所要事項を口頭で回答するか、又は法で定められたセンターの交通事故証明書の事故事実に関する記載事項と同範囲の事項を文書で回答すること。
- 2 交通事故に関する資料の提供について
 - (1) 交通事故の発生を認知して事故事実を確認したときは、当該事故に関する資料を事故管理システムに基づき入力すること。
なお、道路外の事故等で交通統計に計上しない事故のうち、交通事故証明の交付申請が予想される事故についても事故管理システムに必要項目を入力すること。ただし、物件事故は、当該事故に関する資料を作成し、その都度、センターへ送付すること。
 - (2) いまだ資料を提供していない交通事故については、センターから照会があった場合で、当該事故事実を確認しているときは、速やかに前2の(1)の要領により入力すること。
また、当該事故事実を確認していないときは、その旨を速やかにセンターに通知するほか、事後、当該事故事実を確認したときは、上記要領によること。
- 3 交通事故証明に関する照会の取扱いについて
センターからの照会については、申請者がセンター窓口に来て待っている場合等も予想されるので、できるだけ速やかに調査して回答すること。
なお、事故管理システムに入力できない文字等があった場合は、センターに連絡するとともに、簿冊等にその都度、記録しておくこと。
- 4 センターに対して交通事故証明書の交付を求めようとする者に対する便宜供与について
 - (1) センターに提出する交通事故証明書交付申請書を警察署、交番、駐在所その他警察施設（以下「警察署等」という。）の窓口に着るほか、交通事故の捜査又は処理の際に加害者、被害者等に上記申請書の用紙を交付し、その申請手続き、記載要領などを積極的に教示すること。
 - (2) 交通事故証明書の交付を至急受けたい旨の要請を受けたときは、郵便振替払込金額領収書等により、所定の証明書交付手数料の納付手続きが済んでいることを確認の上、そ

れを電話等により速やかにセンターに伝達すること。

(3) その他交通事故証明書の交付を求めようとする者に対し、警察署等の実情に応じて可能な限り積極的に便宜供与を行うこと。

5 道路外において発生した車両事故について

道路外で車両等の交通による人の死傷又は物の損壊が発生した事案については、道路交通法第72条に規定する交通事故の範囲には含まれないが、事故証明の対象となるので、交通又は刑事で取り扱った事件については、前2の(1)の要領によること。

なお、入力は、交通課(係)の担当者が行うこと。この場合において、入力されない人の死傷についての事件又は物の損壊についての事件は、取り扱った係が犯罪事件受理簿及び物件報告書をそれぞれ作成することとし、当該事故に関する資料の送付及び保管は、交通課(係)で行うこと。

6 交通事故証明資料の作成要領等

交通事故証明資料の作成要領は、事故管理システムにより行うこと。

7 施行の日

この通達は、平成7年4月1日から施行する。